

ヤスクニ・レポ 156
改めて日中復交四〇年の意味を考える
代表 西川重則

1

今年の2012年9月29日(土)は、日中復交四〇年の日である。当たり前のように考えられているが、日本の戦後史を考えれば考えるほど、事柄の重要性を心に刻まざるを得ない私である。私自身、毎年クリスマスの翌日から訪中の旅・謝罪の旅を続けているだけに、日中復交四〇年の今年、事柄の重要性を多くの人々に訴えたいと心から願っている。

今年の〈2・11〉に招かれた最初は新潟の日本キリスト教団の教会での集会からであった。そして今なお定期的に集会の講師に招かれている現状である。先週の9月14日と15日(土)、そして昨日(日)の千葉県の八街市にある八街グレイス教会(在日韓国人の教会)に招かれ、文字通り、連日、集会の講師となったが、すべての集会で、心に刻んでいるアピールとして、「日中復交四〇年にあたって」のちらしを配り、集会の重要性を訴えたものである。私の訴えの意味が理解されただろうかと思っているが、願いは変わらない。

言うまでもなく、40年前の72年9月29日に、「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」が表明された意味は重要である。田中角栄首相と周恩来首相が北京において署名した歴史的な「声明」であり、その全文をくり返し読み、その内容のすばらしさに心を動かされ、ひとりでも多くの人々によって読み継がれて欲しいと強く思っている。

その内容の中に、次のような一文がある。

「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した『復交三原則』を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである」。

ところで、歴史的な日中共同声明であることはその通りであるが、歴史の事実として、「声明」が戦後2

7年も経っての「声明」である理由は何だったのかという疑問が残ることは避けられない。それは、戦前・戦中の台湾問題があることを考える必要がある。したがって、「対日平和条約発効」(1952・4・28)にあって、日本は沖縄や台湾の問題を残したままの発効となったのであり、その後、台湾が中国の国と位置づけられ、外交問題の解決に年月が必要であった。そのような理由から、「日中共同声明」の中に、次のような一文が記されているわけである。

「日中両国は……戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる」。

つまり、72年9月29日の「声明」の歴史的・今日的な意味は想像以上に大きく、日中両国が日中国交の正常化をめざしての見事な共同声明として位置づけられているということを強調しておかねばならない。と同時に、「声明」を発表した田中角栄首相と周恩来首相が、当時問題になっていた問題の解決についての見事な対応をして成功したことについて触れておかねばならない。その問題とは、現在複雑な問題、具体的には領土の問題として大変な問題になっている尖閣列島についての解決の見事さについて報告しておきたい。

2

以下、見事な解決策を表明した周恩来を始めとする中国側の対策について解説したい。

若宮啓文記者(「朝日新聞」の主筆)によれば、解決の鍵は何かについて、「政治体制も社会の発展ぐあいもまったく異なる隣国どうしの握手は、日本の侵略の過去にけじめをつけ、両国の関係を開くだけでなく、アジアや世界の発展に寄与しようという目的だった。『小異を残して大同につく』(周恩来首相)の精神で歴史の歯車を回したのだ」(「朝日新聞」、2012・7・7、日中40年「傷」広げぬために)。

元外務省国際情報局長孫崎 享さんは、次のように、より具体的に述べている。

「72年の日中国交正常化に際し、田中角栄首相と会談した周恩来首相は『小異を残して大同につく』と述べました。78年の日中平和友好条約を巡り、鄧小平副首相は『我々の世代に解決の知恵がない問題は次世代で』と発言しています。いずれも尖閣の問題を含む様々な懸案を実質『棚上げ』して、両国の友好を優先する姿勢を明らかにしたものです」(「朝日新聞」2012・7・11、「尖閣国有化でどうなる」)。

以上のような解決に展望を見出そうとする識見の持主のひとりが周恩来首相であったことを、宇都宮徳馬さんの発言から学んでみよう。

「中国の周恩来総理は生前、『日中間に不愉快な歴史があったが、それは最近数十年のことに過ぎない。両国の二千年の友好の歴史を思い出して明るい平和な両国関係をつくろう』と口ぐせのように言っていた」(「軍縮問題資料」、1992年10月号、宇都宮軍縮研究室発行「日中友好は世界平和の柱」、3頁、参照)。

以上で十分理解されたと思われるが、「日中共同声明」の発出者、周恩来首相も、次の歴史的声明を表明したひとりであることを強調し、その一文を掲載しておきたい。

【賠償】中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」。

この歴史的声明の意義を体得するために、ドイツが第二次世界大戦を始めた(1939・9・1)切っ掛けが、第一次世界大戦の敗北に際し、ドイツに莫大な賠償を課したことにあることを忘れないで欲しい。

最後に、周恩来首相は、抗日戦争にあって活躍した政治家であったが、中国の反日運動の源流といわれる五・四運動(1919・5・4)を指導したり、長征(大長征開始、1934・10・15)その他多様な運動に参加した経歴の持主であったこと、そして、歴史に残る日中復交のために、日本留学の体験を生かして、日中平和を始め世界の平和に道を開く、[反覇権]の一文をも表明し、平和を強く求める政治家であったことをも記しておきたい。

「日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する」。

日中復交四〇年にあたっての私の講演(2012・9・20)で上記の意味を力説したいと願っていることを記して、終わりたい(2012・9・17)。

2012年8月24日例会奨励「人間的なところに働いてくださる神」

ピリピ書2章12～13節、Iコリント書7章 山本 進牧師(日本同盟基督教団馬込沢キリスト教会)

聖書に書かれていないことに対して、信仰者としてどういう受け止め方があり、どう行動したらよいでしょうか。

12節は「自分の救いを達成してください」とパウロは勧めています。福音派は、救いはすべて神の働きと受け止めていて、これとどう調和するのがよいでしょうか。

13節は12節の説明であり、パウロの考え方を示しています。神が御心のうちに、聖霊を通して私たちの内側に働いてくださり、私たちが、人間的であるが、あることをしようと志をたてることと、それを人の働きとして実行することを共に神の働きとしてくださる、ということです。

それで12節の救いの達成とは、私たちが生涯信

仰を捨てないで生活していくうえで、ああしよう、こうしようということを神の働きとしてくださり、人の努力も神の恵みのうちに吸収されると受け止めるのがよいかと思えます。

パウロはIコリント7章で結婚を通してですが、主の命令に従うこと、また主の命令がないときはどうするかを伝えています。そのときはパウロの考えに従ってほしいと訴え、同時に人間的な考えも受け容れています。これは神が一人一人に与えた賜物によって、その人の考え生き方が個人的にはパウロの考えに優先する、ということです。(7節)みことばがないものについては、恐れおののいて、みことば全体に従順にすることで、神は一人一人の働きを神の働きとしてくださるのです。